

工事関連業務委託契約における最低制限価格について

工事関連業務委託契約（設計、測量、地質調査等）の入札では、2009年度に入り低価格での落札が急増したため、低価格入札対策として2010年4月1日以降に公表する入札から以下のとおり最低制限価格を導入しております。

1. 対象とする入札

原則として工事関連業務委託契約の全ての入札（予定価格50万円超）
案件毎の設定の有無については、入札説明書等でお知らせします。

2. 設定範囲

①地質調査業務

予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内

②地質調査業務以外の業務

予定価格の10分の6から10分の8までの範囲内

3. その他

最低制限価格の算定基準及び案件毎に設定した最低制限価格は非公表とします。

町田市財務部契約課工事契約係

TEL042-724-2110